

利用規約

アーティスト又は作品出品者(以下「乙」という)は、本規約の内容に合意の上、本書記載の内容に従い Gallery RiM(以下「甲」という)に対して作品を預けることを依頼する。

1. 作品出品者情報について

乙はメールアドレス、電話番号、氏名、住所、振込先口座情報について、甲に共有し、登録の変更があった場合には速やかに gallery.rim12578@gmail.com 宛てに申し出ることとする。

2. 出品作品・作品情報について

(1) 乙は甲からの作品審査通過通知を確認後、甲が指定する住所に出品作品を郵送にて届けることとする。しかし、乙の所在地が東海エリア（愛知、岐阜、三重）の場合、甲が直接作品の回収に行く事もあり、その際の出張費用や費用の有無は乙確認の上甲が決める。

(2) 乙が甲の指定する住所に直接持ち込むことは原則禁止とする。

(3) 甲は乙からの申込み内容に応じて審査後、絵画到着確認次第「作品・売上シェア管理ファイル」を作成し、乙に通知するものとする。乙が甲による通知後 1 週間以内に異議を述べない場合は「作品・売上シェア管理ファイル」の内容で作品出品に同意したものとする。

(4) 乙は甲からの作品審査通過通知がない状態で、甲が指定する住所への作品の郵送を行った場合、審査未通過作品を乙に返却できるものとする。またその場合の送料は、乙負担とする。

(5) 各作品について、そのまま販売または展示が行える形態に乙自身が用意しておくこととする。

(6) 作品は主に壁に飾る予定をしている為、壁へ飾ることが不可能な作品は基本的に甲は保管サービスを受け付けない。

3. 報酬の発生について

(1) レンタル報酬とその発生条件

1. レンタル報酬とは本サイトで登録した乙の出品作品の中で、作品利用者からレンタル申請があった場合に、作品利用者から甲へ支払われる月額レンタル料金から保険料と甲の手数料分を差し引いた金額をいう。
2. レンタル報酬は利用者からのレンタル料金の振込、若しくは現金回収が確認できた場合のみ発生するものとする。
3. 甲が行うプロモーション目的（甲のサービスの認知向上を目的とした各種メディア撮影用途、キャンペーン等も含む）の作品レンタルにおいてはレンタル報酬が発生しないものとする。

(2) 前項のレンタル報酬として1作品につき、以下の通り甲は乙に支払う。

月額レンタル料金(保険料除く)の 20%（全プラン一律）

(参考:2020 年 1 月 1 日時点サイズ別レンタル報酬額)

- ・ S プランサイズ:(月額 5,800 円 - 保険料 800 円)× 20% = 1,000 円
- ・ M プランサイズ:(月額 8,800 円 - 保険料 800 円)× 20% = 1,600 円
- ・ L プランサイズ:(月額 10,800 円 - 保険料 800 円)× 20% = 2,000 円
- ・ 月額レンタル料金とは甲が公開する Web サイトに記載されている料金を示す。

(3) 販売報酬とその発生条件

1. 販売報酬とは本サイトで登録した乙の出品作品の中で、作品利用者から購入したい旨の要望があった場合に、甲と作品利用者間で締結された売買契約上で支払われる契約金の中から甲の手数料分を差し引いた金額をいう。
2. 甲と利用者間で締結した売買契約書に基づき契約を行った場合、その販売金額の次項に定める手数料分を甲が契約仲介手数料として差し引き、その差し引いた残りの額を販売報酬として乙に支払うものとする。

3. 作品の販売価格については乙が設定した希望販売価格(販売手数料を含む)を考慮して甲が設定する。

4. 設定販売価格の同意が甲乙で取れない場合は作品の預かりを甲より一方的にキャンセルすることができるものとする。

(4) 販売報酬料及び手数料率

1. 前項 1 の販売報酬として 1 作品につき、販売価格に以下の販売報酬料率を乗じた金額を甲は乙に支払う。

2. 前項 2 の契約仲介手数料として 1 作品につき、販売価格に以下の手数料率を乗じた金額を甲は受け取る。

販売報酬料率：60%

手数料率：40%

4. 報酬の支払いについて

(1) 本書に基づく乙への報酬の支払い方法は後に乙から申告を受ける「報酬振込先口座情報」への振込によるものとする。貸出時や販売時に乙が受け取る報酬の比率は、3. 報酬の発生について、に記載の内容によるものとする。

(2) 利用者からのレンタル料金の振込、若しくは現金回収が当月 20 日までに確認できた場合、甲は翌月末から振込指定口座への振込が可能となる。20 日以降だった場合は翌々月末から振込可能となる。

(3) 報酬は乙が甲に対して振込申請手続きを行うまでは甲が無利息で預かるものとする。報酬金額は甲乙とも作品・売上シェア管理ファイルにおいて確認できるよう、甲は作品・売上シェア管理ファイルを最新の状態にするものとする。

(4) 報酬の振込手数料は振込方法及び金融機関、金額に関わらず一律 500 円/回を乙が負担するものとする。

(5) 乙が報酬を受け取る際には、乙は都度振込申請手続きをしなければならない。支払い希望月の前月 20 日までに手続きを行った場合のみ、希望月末に振込指定口座へ振込を行う。

(6) 申請があった場合の振込金額は「作品・売上シェア管理ファイル」の「現在引き落とし可能な売上額」満額とする。

(7) 振込申請手続きは以下のメール、若しくは他の連絡ツールにて連絡することができる。

【振込申請依頼先】

E-MAIL: gallery.rim12578@gmail.com

5. 実費について

甲乙間での作品輸送にかかる送料は全て乙が負担するものとする。

6. 作品の破損・紛失・盗難時の対応について

(1) 本書に基づき依頼された全ての作品が盗難・災害等含む如何なる理由でも破損・紛失した場合には甲は乙にその詳細を迅速に連絡することとする。

(2) 本書に基づき依頼された全ての作品は甲の責任のもと保管、管理をすることとし、倉庫保管中に損害を受けた場合は、事前に設定した販売価格を上限額として甲乙協議の上、具体的な損害額を算出してその額を甲が乙に支払う。この価格は原則作品・売上シェア管理ファイルに基づくこととする。

(3) 本書に基づき依頼された全ての作品が貸出中に盗難、災害等含む如何なる理由でも、破損、紛失した場合は、事前に設定した販売価格を上限額から甲乙協議の上、具体的な損害額を算出してその額を甲が乙に支払う。この価格は原則作品・売上シェア管理ファイルに基づくこととする。

(4) 本書に基づき依頼された全ての作品が配送中の事故による破損・汚れ・紛失の対応に関しては、原則配送業者による運送保険に基づき補償するものとする。この場合は、事前に設定した販売価格を上限額から甲乙協議の上、具体的な損害額を算出してその額を運送保険により甲が乙に支払うこととする。この価格は原則作品・売上シェア管理ファイルに基づくこととする。

(5) 作品・売上シェア管理ファイルにおいて設定した販売価格は原則 1 作品あたり上限金額を 300,000 円(税込)とし、乙がそれ以上の販売価格を希望する場合は、作品を甲に発送する前に必ず相談し、甲の合意を得なければならない。

7. 作品の途中返却について

- (1) 審査通過日から換算して1年間レンタル稼働がない場合には、乙が事前に登録した住所へ作品の返却を行うことができるものとする。またその場合の送料は、乙負担とする。
- (2) 審査通過日は「作品・売上シェア管理ファイル」に基づく。

8. 解約・退会について

- (1) 作品出品依頼の解約は甲乙のいずれかから解約希望日の3ヶ月前までに申し出るものとする。申し出により甲乙協議のもと合意がなされれば所定の解約手続きに基づき解約が進められるものとする。解約・退会の申し出は以下のメールアドレスへのメールで行う。

【解約・退会申し出先】

gallery.rim12578@gmail.com

- (2) 但し、解約の手続きを行った時点で、解約希望の作品がレンタル中の場合は該当作品が甲の指定保管場所に返却後にのみ解約手続きが進められるものとする。
- (3) 乙との連絡が6ヶ月以上途絶えた場合、甲は一方的に本契約を解約できるものとする。その際作品を甲の都合により乙に返却できるものとする。
- (4) 全ての作品の返却時にかかる送料などの費用は、乙が負担する。

9. 作品の撮影の扱いについて

- (1) 作品の著作権はその作品を出品または創作した乙に帰属し、貸出中の作品が撮影されることは個人利用に限り可能とする。
- (2) 作品のプロモーションやPRを目的として、甲が運営するWebサービス、アプリケーションサービス、各種SNSへの掲載は乙に事前の相談がなくとも可能なものとする。
- (3) 但し、甲は乙から預けられた作品を必ずしも甲が運営するWebサービス、アプリケーションサービス、各種SNSへの掲載を確約するものではないことを乙は事前に承諾するものとする。

10.パブリシティ権について

乙が甲に預ける作品、もしくは販売する作品にパブリシティ権が発生するモデルを起用する場合、乙は事前にモデルに許諾を得なければならない。万一、甲に預けた作品、もしくは販売した作品に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償等がなされた場合、乙は、乙の責任と負担の下でこれに対処、解決するものとし、甲に対して一切の迷惑をかけないものとする。

11. 規約の変更

本規約に変更があった場合には甲は乙にメールもしくは他ツールにて通知し、以降変更後の規約が適用されるものとする。

12. 専属的合意管轄裁判所

本書に関する一切の紛争に関しては、事物管轄の定めに従い甲の本店所在地を管轄とする地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(附則)

2020年6月9日 制定・施工